

平成25年行政事業レビューシート

(警察庁)

<b>事業名</b>	補聴器の使用と旅客運送(第二種免許)に関する調査研究		<b>担当部局</b>	交通局		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成25年度		<b>担当課室</b>	運転免許課		運転免許課長事務取扱 濱 勝俊			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	安全かつ快適な交通の確保 2 運転者対策の推進					
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	道路交通法施行規則第23条第1項		<b>関係する計画、通知等</b>	-					
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	現在、補聴器が必要な者については旅客運送を目的とした第二種免許については取得できないが、補聴器使用者の交通事故データ分析、実車実験等の調査研究を行い、補聴器の使用が旅客運送に与える影響を明らかにした上で、補聴器使用者の第二種免許取得の可否の判断をする。可能である場合は、道路交通法施行規則第23条第1項を改正し、補聴器を使用している聴覚障害者の就業機会の拡大を図る。								
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	本事業では、補聴器を使用している聴覚障害者の就業機会の拡大と旅客の安全確保を両立するために、補聴器使用運転者へのヒヤリング、補聴器使用運転者の交通事故データの分析、現在販売されている補聴器の性能調査、諸外国の補聴器使用に関する運転免許制度調査及び自動車教習所等における実車を使用した運転実験等を行い、その結果を踏まえた上で調査研究委員会により補聴器使用者の第二種運転免許取得の可否を検討する。								
<b>実施方法</b>	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付	その他		
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	-	-	-	6			
		繰越し等	-	-	-	0			
		計	-	-	-	6			
	執行額	-	-	-	-				
	執行率(%)	-	-	-	-				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果目標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	(成果目標) 補聴器の使用と旅客運送(第二種免許)に関する報告書の取りまとめ (成果実績) 報告書数			成果実績	件	-	-	-	1
				達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	「補聴器の使用と旅客運送(第二種免許)に関する調査研究委員会」開催回数			活動実績 (当初見込み)	回	-	-	-	( - ) ( - ) ( 3 )
<b>単位当たりコスト</b>	6,498千円/事業			算出根拠	総事業費(平成25年度当初予算額)				
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	人件費等	6							
	計	6							

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			本事業は、全国の聴覚障害者の就労機会の拡大につながる優先度の高い事業であり、全国一律の実施が認められる内容である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			-		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		-			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>1 資金の流れ等の事業計画の適切性 本事業は警察庁が直接契約を行うものであり、資金の流れ等は適切に把握することができる。</p> <p>2 透明性の確保の状況 本事業の契約は一般競争入札にて実施し透明性を確保する。</p>					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
特になし。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	-	平成23年	-	平成24年	-	新25-7

警察庁  
6百万円

〔調査研究事業を委託〕



【一般競争入札】

A. 請負業者  
6百万円

〔受注した調査研究事業を実施〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

# 補聴器の使用と旅客運送(第二種免許)に関する調査研究

## 調査研究の背景と目的

現在、補聴器使用者は、旅客運送を目的とした第二種免許を取得することができないが、平成19年及び平成21年の道路交通法改正時において、聴覚障害者が運転することができる自動車の種類の拡大について調査検討を行うことが附帯決議されており、聴覚障害者団体からも補聴器使用者であっても第二種免許を取得可能となるように要望されているところである。

このため、補聴器の使用と旅客運送(第二種免許)に関する調査研究を実施し、旅客の安全を確保するために、補聴器の使用と旅客運送に関する影響を明らかにしたうえで第二種免許取得の可否を検討するものである。

## 調査研究委員会の設置

聴覚専門医(2名)、運転者教育(1名)、交通工学(2名)及び教習所関係者(1名)といった分野の学識経験者並びに科学警察研究所、国土交通省及び警察庁の職員から構成される委員会を設置する。オブザーバーとして、聴覚障害者関係団体及び旅客運送業界関係者に適宜参加していただくこととする。

## アンケート調査

聴覚障害者の意見を聴取し把握する。  
バス又はタクシー運転者及び運行管理者等の意見を聴取する。

## 補聴器の性能調査

補聴器の性能(集音性能、電池持久時間、故障率等)を把握する。

## 外国制度調査

補聴器使用で商用(旅客運送)免許の取得可否を調査する。

調査対象国:カナダ、米国、ニュージーランド、オーストラリア、ベルギー、ドイツ、オーストリア、スイス、フランス、イギリス、スウェーデン

(過去の調査研究において、適性試験の基準について調査した実績のある国を調査対象とする。)

## 事故分析調査

バス及びタクシー等の事故状況の把握  
補聴器使用者の事故状況の把握

## 実車実験項目の決定

補聴器を使用してバス及びタクシーを運転するに当たり、危険と思われる場面を設定する。

## 実車実験案

### 見通しのきかない交差点の通行

見通しのきかない交差点を通行する際に、優先路を通行してくる車両に警音器を吹鳴されることにより、確実に危険を回避できるか否かを確認する。

### 車線変更

バス及びタクシーを運転して車線変更を行う際に、ミラーで視認できない部分(死角部分)に他の車両が存在していても、警音器を吹鳴されることにより、確実に危険を回避できるか否かを確認する。

### 路端への停止

バス及びタクシーを運転中に、乗客の要請に基づいて路端へ安全かつ速やかに停車できるか否かを確認する。

### 路端からの発進

バス及びタクシーを運転して、路端から安全に発進できるか否かを確認する。また、バスにあっては、車掌の合図により安全に発進できるか、また、発車の直前に確実に警音器を吹鳴できるか否かを確認する。

### 後退

バスにおいて、車掌の誘導により安全に後退できるか否かを確認する。

## 実施場所

指定自動車教習所場内コース又は同等のコース

補聴器使用による第二種免許取得の可否判断